

射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則

平成 18 年 3 月 22 日

規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 18 年射水市条例第 3 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、市長が管理する公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 条例第 2 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 申請することができる法人等の資格
- (3) 申請の期間
- (4) 審査の項目及び方法
- (5) 指定管理者に管理を行わせる期間（以下「指定予定期間」という。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める事項

(申請書等の提出等)

第 3 条 条例第 3 条に規定する申請書は、指定申請書（様式第 1 号）によるものとし、市長が別に定める申請の期間内に提出するものとする。

2 条例第 3 条の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理をしようとする公の施設（以下「管理予定施設」という。）の管理の業務に関する基本方針
- (2) 指定予定期間における年度ごとの管理予定施設の管理の業務の実施計画
- (3) 指定予定期間における年度ごとの管理予定施設の管理の業務の収支計画
- (4) 管理予定施設の管理の業務の実施体制
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 条例第 3 条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 申請書を提出する日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前 2 事業年度（申請日の属する事業年度開始の日前 2 年以内に終了した各事業年度をいう。次号において同じ。）の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- (4) 申請日が前事業年度の終了の日の翌日から 3 箇月を経過する日前であって、前号に掲げる書類のうち前事業年度に係るものを作成していないときは、申請日の属する事業年度の前事業年度の直前 2 事業年度の同号に掲げる書類
- (5) 前 2 号に掲げる書類を作成していない場合にあっては、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類

(6) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにする書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに市長が必要と認める書類
(事業報告書)

第4条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公の施設の管理の業務の実施状況に関する事項

(2) 公の施設の利用の状況に関する事項

(3) 公の施設の使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項

(4) 前号に掲げるもののほか、公の施設の管理の業務に係る経費の状況に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、公の施設ごとに市長が定める事項

(名称等の変更の届出)

第5条 条例第12条の規定による届出をしようとする指定管理者は、変更届出書(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

指定申請書

年 月 日

射水市長

申請者 主たる事務所の所在地
法人（団体）の名称
代表者の氏名
電話番号

次の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 3 条の規定により申請します。

公の施設の名称

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
- 3 法人の登記事項証明書
- 4 申請日の属する事業年度の直前 2 事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書（申請日が前事業年度の終了の日の翌日から 3 箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前 2 事業年度のこれらの書類）
- 5 4 の書類を作成していない場合は、法人（団体）の事業及び財務の状況を明らかにした書類
- 6 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにする書類
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（第 5 条関係）

変更届出書

年 月 日

射水市長

申請者 主たる事務所の所在地
法人（団体）の名称
代表者の氏名
電話番号

次のとおり名称（代表者の氏名、主たる事務所の所在地）を変更したので、射水市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 1 2 条の規定により届け出ます。

管理をしている公の施設の 名称		
変更の内容	変更後	
	変更前	
変 更 年 月 日		年 月 日